

(令和4年度第2次補正) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名 御殿場市 (都道府県: 静岡県)

本事業の担当部局名 健康福祉部 子育て支援課

事業メニュー	結婚新生活支援事業		
区分	結婚新生活支援		
関連事業メニュー	4.2 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び引越費用等に係る支援(都道府県主導型コース)		
個別事業名	御殿場市結婚新生活支援事業	新規/継続 (一般財源での実施も含む)	新規
実施期間	交付決定日 ~	令和6年3月31日	事業開始年度 年度
対象経費支出予定額 ※(注)1	10500000- 15,000,000		円
市町における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け ※(注)2	<p>(地域における実情と課題及び本個別事業の位置付け)</p> <p><地域における実情と課題> 御殿場市の婚姻数は、令和4年が332件、令和2年が392件、平成30年が441件と、過去と比べて経年的に低下傾向にあり、緊急に対策を講じる必要がある。 また、当市には出産や子育て支援の補助等は充実しているが、結婚に関する支援が不足していることも課題としてあげられる。</p> <p><本個別事業の位置付け> 上記の実情において、出会いから結婚、結婚から出産までに対する支援が不足しており、今後しずおか出会いサポートセンターとの連携による「結婚希望者への出会いの機会の提供」と「婚姻に伴う経済的負担の軽減」を実施することにより、すでに実施している出産・子育てに繋げて少子化対策を図る。 本事業は上記の「婚姻に伴う経済的負担の軽減」の取組に位置付けられる。</p> <p>(本個別事業における現状と課題)</p> <p>(課題への対応)</p>		

個別事業の内容 ※(注)3	1. 概要							
	【補助対象要件】							
	・所得要件	<input checked="" type="checkbox"/>	夫婦の合計所得が500万円未満	<input type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合			
	・年齢要件	<input checked="" type="checkbox"/>	夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	<input type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合			
	【補助上限額】							
	29歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/>	各費用に係る合計が60万円	<input type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合			
	39歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/>	各費用に係る合計が30万円	<input type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合			
	【対象費目】							
	<input checked="" type="checkbox"/>	家賃	<input checked="" type="checkbox"/>	住宅購入費用	<input checked="" type="checkbox"/>	リフォーム費用	<input checked="" type="checkbox"/>	引越費用
	【その他独自要件】							
市区町村税の滞納がないこと								
2. 申請見込								
①新規世帯見込								
上記のうち		20 30 世帯	ともに29歳以下	15 20 世帯	左記以外	5 10 世帯		
【積算根拠】								
<p>29歳以下: 15 20世帯(申請見込) × 60万円(補助上限額) = 9,000 12,000千円 ※15世帯については、令和3年の夫婦ともに29歳以下の婚姻件数184件のうち、所得500万円未満の世帯数を税務課において確認し、算出していたが、申請が想定しているより多く来ているため増加させた。</p> <p>上記以外: 5 10世帯(申請見込) × 30万円(補助上限額) = 1,500 3,000千円 ※5世帯については、令和3年の夫婦ともに39歳以下(ともに29歳以下を除く)の婚姻件数136件のうち、所得500万円未満の世帯数を税務課において確認し、算出していたが、申請が想定しているより多く来ているため増加させた。</p>								
【令和4年度申請状況】								
(令和 年 月 ~ 令和 年 月)								
申請 世帯数 世帯								
②継続補助見込								
見込世帯数		継続補助実施の有無		有	世帯			
対象経費支出予定額		0		0	円			
3. 広報の実施予定								
御殿場市の広報、ホームページ、Facebook、行政無線等やFMでの広報と、戸籍担当窓口で婚姻届提出時にチラシを配布、その他庁舎や支所、公立の施設等において、チラシを配架する。								

少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4	KPI項目	単位	目標値	現状値
		市の結婚支援事業をきっかけとする婚姻件数	件	350 (令和7年)
参考指標 ※(注)5	項目	単位	直近の実績	
	合計特殊出生率		1.75 (H25～H29厚生労働省：R2公表値)	
	婚姻件数	件	392 (R2静岡県人口動態統計：R4公表値)	
	婚姻率		4.7 (R2静岡県人口動態統計：R4公表値)	
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	KPI項目	単位	目標値	現状値
	支給世帯実績／支給見込世帯数の割合	%	85	0
	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	%	80	0
	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に応援されていると感じた世帯の割合」	%	90	0
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7	静岡県の公共施設等でのチラシ等配布を行うとともに、県HPでの広報を行う。 ふじのくに出会いサポートセンターと連携し、本事業の認知度を高める。			
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8	市内民間企業へチラシの配架依頼、企業へのDM送信を実施。 民間観光・商業施設においてチラシ配架依頼を実施する。			

(注)

1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。

2「市町における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け」には、次の①～③を記載すること。ただし、結婚新生活支援事業において、②③は記載不要。

①これまでの市町における少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情・課題と、それらを踏まえた、市町における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け

②本個別事業が継続事業である場合はこれまでの事業実施状況及びその中で見つかった課題(新規事業である場合は不要)

③本個別事業が新規事業である場合は地域における実情と課題への対応、継続事業である場合は本個別事業における現状と課題への対応

3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的内容を記載すること。

※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。

※事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。

4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和5年度終了時点で、各自治体において効果検証を実施すること。

5「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。

6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中での本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。

※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。

※結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直近年度の「会員登録数」「引き合わせ成立者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載すること。

7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。

8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。